



平成 19 年 5 月 14 日

各 位

上場会社名 広島電鉄株式会社  
代 表 者 名 代表取締役社長 大田 哲哉  
(コード番号 9033 東証第2部)  
問 合 せ 先 取締役M・Sカンパニープレジデント  
椋田 昌夫  
TEL(082)242-3542

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 19 年 5 月 14 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 19 年 6 月 28 日開催予定の第 98 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 変更の理由

- (1) 現行定款第 5 条につきまして、公告閲覧の利便性の向上および公告手続きの合理化を図るため、公告方法を電子公告に変更し、あわせてやむを得ない事由により、電子公告によることができない場合の公告方法を定めるものであります。
- (2) 現行定款第 23 条につきまして、取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を機動的に構築するため、取締役の任期を 2 年から 1 年に変更するものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分であります)

現 行 定 款	変 更 案
第 5 条 (公告方法) 当会社の公告は、広島市において発行する中国新聞に掲載する。	第 5 条 (公告方法) 当会社の公告方法は、 <u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、</u> 広島市において発行する中国新聞に掲載する。
第 23 条 (取締役の任期) 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。	第 23 条 (取締役の任期) 取締役の任期は、選任後 <u>1 年</u> 以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (現行どおり)

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 19 年 6 月 28 日 (木)
定款変更の効力発生日	平成 19 年 6 月 28 日 (木)

以上